

( 続紙 1 )

京都大学	博士 (経済学)	氏名	大賀健介
論文題目	1970年代以降の日本における産業跡地転用と地域形成 —塩田跡地の転用を中心に—		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文の課題は、産業構造の変化や技術革新の下で未利用資源となった産業跡地がどのように転用されたのかを、戦後日本の塩田跡地を事例として分析することである。</p> <p>戦前来、塩田は政府専売用の製塩を目的として重要な位置にあったが、戦後は新技術の登場により工場生産に置き換わっていった。専売公社の塩業整備政策によって段階的に廃止されていた各地の塩田は、1970年頃にはほぼ姿を消すことになった。塩田跡地は臨海部に立地し、数十haに及ぶ大規模な土地であり、他への転用可能性が比較的高い。この土地資源を、旧来の土地所有者のみならず、地域の利害関係者、地方自治体が関与して、どのように転活用するかが、塩田周辺地域において問題となった。</p> <p>序章では、先行研究を検討して論点を整理し、本論文の課題と視角を設定している。衰退産業の研究からは、産業跡地が企業の事業転換や多角化のための経営資源となるという視点、都市計画論や地域経済論からは、地方自治体や跡地周辺の事業者など地域内の多様な主体に着目する視点、都市形成論からは、産業跡地を都市形成過程の中に位置づける視点を得たとしている。以上をふまえ、本論文の課題と分析視角としては、産業跡地の発生と転用を、土地所有者、地方自治体、周辺地域事業者の各主体の動向から分析し、それを跡地周辺の都市形成過程の中に位置づけて捉えるものとして明示された。</p> <p>第1章では、塩田跡地が発生した理由や経緯、及び、1960年代から70年代初頭における塩田製塩の廃止過程について検討している。この時期に化学メーカーによって開発されたイオン交換膜法が製塩業に導入されたことを契機として、塩田製塩は、日本専売公社によって実施された第四次塩業整備によって最終的に廃止されることになった。跡地の転用は、土地所有者に委ねられるべき問題とされたが、周辺地域における利害関係者の関心も高く、地域の問題として共有されたことが明らかにされている。</p> <p>第2章から第4章では、主要な塩田跡地の転用事例が取り上げられている。</p> <p>丸亀市の蓬萊塩田を対象とした第2章では、旧塩田事業者(兼土地所有者)が不動産産業に転換し、跡地はゴルフ場や工場に転換されたことが示されている。瀬戸内海沿岸地域における工業開発競争を背景に、丸亀市は工業用地造成事業の一環として、跡地を利用し、都市形成を行っていたことに着目している。</p> <p>姫路市の八木塩田を対象とした第3章では、旧八木塩業組合員を含む土地所有者たちが土地区画整理組合を結成して、土地の転用事業が行われたことが示される。跡地は住宅や工場に転用され、跡地周辺の地元中小工場も新たに土地を取得したことが分析によって明らかとなった。また、跡地の転用は、姫路市の都市計画行政の中にも位置づけられていた。それまで市内で発生していた諸問題の解決策の一つとして、公共施設整備と土地利用の再編、地元中小工場の用地取得、市内の交通渋滞の緩和といった多様な目的が転用事業の中に組み込まれることになったプロセスを浮き彫りにしている。</p> <p>倉敷市の元野崎浜塩田を対象とした第4章では、ナイカイ塩業(株)が製塩業は別の土地の工場に継続する一方、跡地の大地主として、地方自治体や地元の利害関係者に協力しながら、転用事業を進めたことが明らかにされている。この土地は、この時期に進められていた瀬戸大橋建設プロジェクトにおける本州側鉄道駅の好適地であ</p>			

り、これを契機に地域振興を図ろうとする倉敷市のほか、鉄道駅新設に伴う市街地・商店街の盛衰を睨んだ地元商店主たちの動向に着目して検討している。

ナイカイ塩業と倉敷市を中心に土地区画整理事業が実施される中で、既存の市街地に立地する地元商店主たちの中には、駅周辺の新市街地への進出・移転を目指す者が存在し、彼らによる働きかけの結果、ここで土地を取得する事業者も現れた。

この後、補章が設けられ、塩田跡地の転用と対照的な事例として、造船業の事例を検討している。1970年代の構造不況期の造船業では、過剰設備の処理やドックの廃業が求められたが、政府は、経営が悪化している一部の造船企業の設備と土地の買上げ機関を設立する法律を制定した。政策介入を必要とした背景には、造船企業が倒産した場合の地域経済への影響に対する懸念があったことが示されており、転用可能性に乏しいドックの特徴にも由来することが示唆されている。

終章では、各章での分析結果がまとめられ、全体としての結論が導き出されている。塩田跡地の転用は旧塩田事業者（土地所有者）の手に委ねられ、一部は不動産業への事業転換に活用されたが、土地区画整理事業や都市計画の中で、地方自治体のほか周辺の事業主（中小工場主や商店主）が積極的に関与し、参画しようとした。この過程で新たに跡地に土地取得をする者も現れ、土地所有構造も変化した。こうして、多様な主体の利害が跡地転用に反映され、それが新たな地域経済や都市形成にもつながったと結論づけられている。

(続紙 2 )

(論文審査の結果の要旨)

本論文の貢献は、以下の2点にまとめられる。

第1に、日本経済史、地域経済論、都市計画論などの学際的分野の研究を渉猟して吸収するとともに、本論文の研究成果が、それぞれの分野に貢献するところが大きいことである。産業構造の転換や技術革新にともなう生じる跡地を含む産業調整は、経済的諸資源の利活用など新産業創出・経済成長の問題、雇用問題・社会問題、地域経済の再生、都市計画、地域の景観や社会関係の再構築といった普遍的問題にもつながる。政策介入の有無や是非といった観点から行った造船業との比較研究(本論文の補章)にも見られるように、本研究は、他の産業跡地との比較研究や政策提言、現状分析も含め、広く応用可能なものとして、各学界に貢献している。

第2に、戦後の日本において、産業跡地の一種である塩田跡地がどのように転活用されたのかについて、跡地発生の経緯、転用に関与した主体、転用過程を瀬戸内海沿岸地域の3つの塩田の事例に即して実証的に明らかにしていることである。事業者へのヒアリングのほか、土地区画整理組合の報告書、県・市等の自治体が発行した各種報告書、不動産登記などの一次史料の収集を行い、緻密な分析を行っている点は、高く評価できる。

他方で、残された課題としては、以下の3点が挙げられる。

第1に、全体として様々な史資料を用いた実証分析がなされているが、対象とする事例によって、資料の偏在がある。公文書や不動産登記の追加的な収集と分析を行う余地がまだ残されている。

第2に、事例研究から導き出されるべき理論的考察がやや不足している。塩田跡地3事例の比較からは、共通点や相違点が見えてくるはずであるが、それらに関する総括的な分析と記述は少ない。共通点としては、雇用問題も含めて、塩田跡地の産業調整・転換が他産業と比べて比較的スムーズであったことが窺われるが、地域によっては困難に直面していたという相違点も示唆されている。こうした総括的な分析を明確に示すことによって、他地域の塩田跡地や他産業の産業跡地との比較研究にも有意義なインプリケーションを与えると考えられる。

第3に、本論文は、歴史的に、現実に何が起こっていたかの分析、すなわち記述的アプローチを基本としているが、産業跡地を利用した地域経済の再生や都市形成はどうあるべきかという規範的アプローチに関しては、控えめな立場をとっている。後者に関する問題意識が根底に大きくあることは、本論文からも窺えるが、地域経済論や都市形成論における政策提言的な問題を、より積極的に示してもよいように思われる。

しかしながら、これらの諸点は、著者自身あるいは学界全体が今後解明していくことが期待されるものであり、本論文の学術的価値や貢献を損なうものではない。

以上のことから、本論文は博士(経済学)の論文として価値あるものと認める。また、令和5年2月9日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

要旨公表可能日：                      年                      月                      日以降